



島根県報

平成20年10月21日（火）

第2,028号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定

（森 林 整 備 課） 2

保安林予定森林（2件）

（ ” ） 2

告 示**島根県告示第827号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市仁摩町大国字向ノ谷水口803、字道田803-3、字堂ノ前841、字上ノエ後842、字庄屋田843、字野堀845、字段851-1、字勸三開キ852、字ツフロケ迫853、字宇谷855、字ヤトロメン856、字段原858-2、字下モノエゴ859、862-3、字エゴ860、字貳百田861、字中ノ下モ863、864、字表屋865-2、字家ノ空866、3238、字大畑867、字横間868、字桑ノ木屋869-1、字桑ノ木ヤ迫870-1、870-2、字前田871、871-1、883-1、883-2、字願上寺田872、字三久保田873、字坂本874、879、字床畑876、字ショウクハン878、字久保田880、字隠居下882、字末ヶ迫884、字隠居屋敷885-1、字才松島886、886-1、886-2、字久三畑887、字隠居奥888-1、字森山3232-1から3232-3まで、字沖迫地藏山3235、字恵後ノ奥3236、字石原田3239、字久三山3240、字米ヶ迫3241-1、3241-2、3241-4、字坂ノ切3241-6、字沖迫3247-1、3247-4、3247-5、3247-7、字イン居山3249、字新屋上3251、字狐ヶ迫3252、字大恵後3253-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第828号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川本2187-43から2187-45まで、2194-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第829号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村椈谷721-6、722-1、722-6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

柿木村椈谷721-6

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)